保護者の皆様へ

R8.3 保健部

# 学校感染症に伴う出席停止について

日ごろより、本校の学校保健活動にご協力いただき、ありがとうございます。
学校保健安全法学校第 19 条により、以下の疾病にかかった場合の出席停止期間は以下のとおりです。
登校を開始する場合には、下欄「登校許可報告書」が必要となります。
主治医の指示のもと保護者の方がご記入いただき、学校までご提出ください。
なお、この用紙は学校ホームページからもダウンロードできます。右の QR コードを読み取り、印刷してご利用いただくか、担任までお申し出ください。

| | 疾病名 | 出席停止期間 |
|---|---|---|
| 第1種 | 学校保健法施行規則第 19 条第1種に記載されているもの | 治癒するまで |
| 第2種 | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで<br>※無症状の感染者に対する出席停止の期間については、検体を摂取した日から5日を経過するまで |
| | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製薬による治療が終了するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風疹（ふうしん） | 発疹が消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | 全ての発疹が痂皮化（かさぶた化）するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消失した後2日を経過するまで |
| | 結核 | 症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |
| 第3種 | 腸管出血性大腸菌感染症<br>流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 など | 感染のおそれがなくなるまで |
| | その他の感染症：溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、手足口病、マイコプラズマ肺炎、ヘルパンギーナ、帯状疱疹、ウィルス性肝炎、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) | 条件により出席停止の措置がとられる。 |

きりとり線

## 登校許可証

大阪府立交野支援学校

医師により、登校の許可がでましたので、下記の通り報告します。

1. 診　断　名：【　　】
2. 出席停止期間：令和　年　月　日 ～　月　日まで
3. 受診医療機関：
4. 診察医師名：

部　年　組 児童生徒名＿＿＿＿＿＿

保護者名＿＿＿＿＿＿